

学校いじめ防止基本方針（改訂版）

いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしからかいのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事例が全国的に増加している。いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったり、また、深く傷つき、悩んでいる児童生徒がいる。

いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、児童生徒たちが意欲をもって充実した学校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

令和6年（2024年）4月

北海道星置養護学校

I いじめとは

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童 生徒との一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめに対する基本的な考え方

- 「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」と認識をすること
- 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」と認識をすること
- 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」と認識すること

3 いじめの構造と動機

(1) いじめの構造 いじめは、「いじめられる児童生徒」「いじめる児童生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

(2) いじめの動機 いじめの動機には、次のものなどが考えられる。

- 嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- 支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- 愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- 反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- 欲求不満（いろいろなを晴らしたい）

(2) いじめの態様 いじめの態様には、次のものが考えられる。

- ・悪口を言う ・あざける ・落書き ・物壊し ・集団での無視 ・陰口
- ・避ける ・ぶつかる ・小突く ・命令 ・脅し ・性的辱め
- ・メール等による誹謗中傷 ・噂流し ・授業中のからかい ・仲間はずれ
- ・嫌がらせ ・暴力 ・たかり ・使い走り

4 いじめの解消

次の二つの要件を満たす状態に至った場合に、「いじめが解消している」と判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

○心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続している。 ※相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。

○いじめの被害の重大性等から必要な場合にはさらに長期の期間を設定する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

○いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる。

○苦痛を感じていないことを被害児童生徒本人及びその保護者に面談等で確認する。

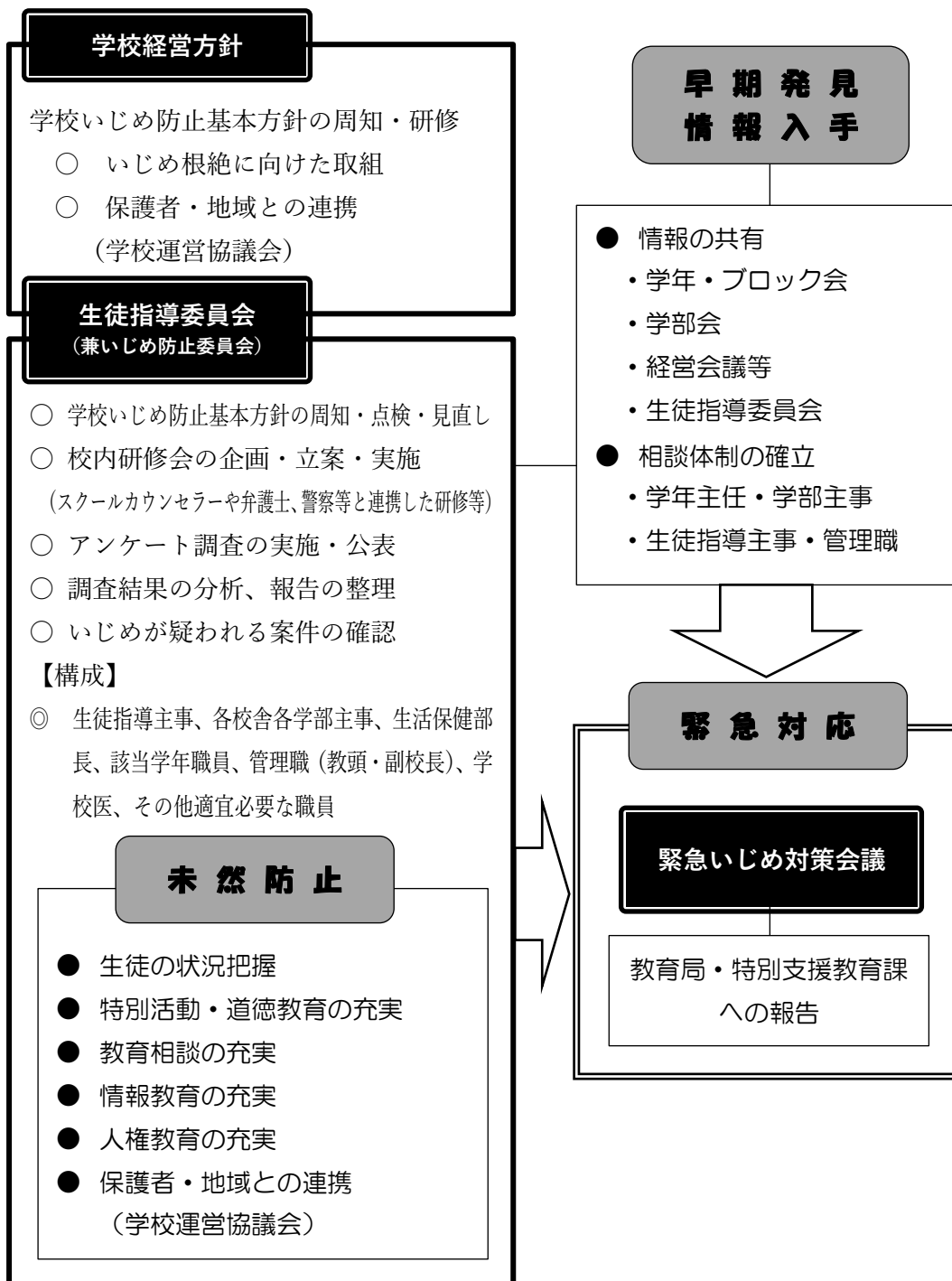
5 いじめ重大事態の「定義」

いじめによって児童生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じたり、長期間の不登校に追い込まれたりした場合を指す。

Ⅱ いじめ防止の指導体制・組織対応

1 日常指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制



2 重大事態が発生した疑いがある場合の組織対応

いじめの解決に向けた組織的な取組

いじめ(含疑い) 発見者⇒学年・ブロック会⇒学部会(主事)⇒生徒指導主事⇒教頭⇒副校長

生徒指導委員会

Stage A

対策部会

構成員

- ・生徒指導主事 ・学部主事
- ・学年主任 ・担任 (寮務主任・室担)
- ・コーディネーター ほか

Stage B

対策会議

構成員

- ・副校長 ・教頭 ・生徒指導主事
- ・学部主事 ・学年主任 ・担任 (寮務主任・室担)
- ・コーディネーター ・関係教諭 他

Stage C

重大事態会議

構成員

- ・校長 ・副校長 ・教頭 ・事務長
- ・学部主事 ・生徒指導主事
- ・学年主任 ・担任 (寮務主任・室担)
- ・コーディネーター (学校運営協議会委員 ・PTA 役員)

生徒指導主事による招集

- いじめに係る判断
- 調査の方針・方法の検討
 - ・目的・優先順位・期日・担当
- 指導方針の検討
- ・指導体制の確立
- ・指導・支援の対象と具体的な手立て
- 共有・共通理解の準備
 - ・状況の把握と整理
 - ・周知、説明の準備

- 状況説明
 - ・当該保護者の対応
 - ・児童生徒への説明(全校集会)
 - ・保護者への説明(保護者説明会)
 - ・報道対応

対応の手順

事実関係の把握・調査

対応の継続

支援方針の決定

いじめ解決への特別な指導・支援

経過観察・通常時での指導

3か月ごとの
判断

継続

解消

職員会議

保護者

地域

教育局

関係機関

・情報共有

・状況説明
・対応方針の説明

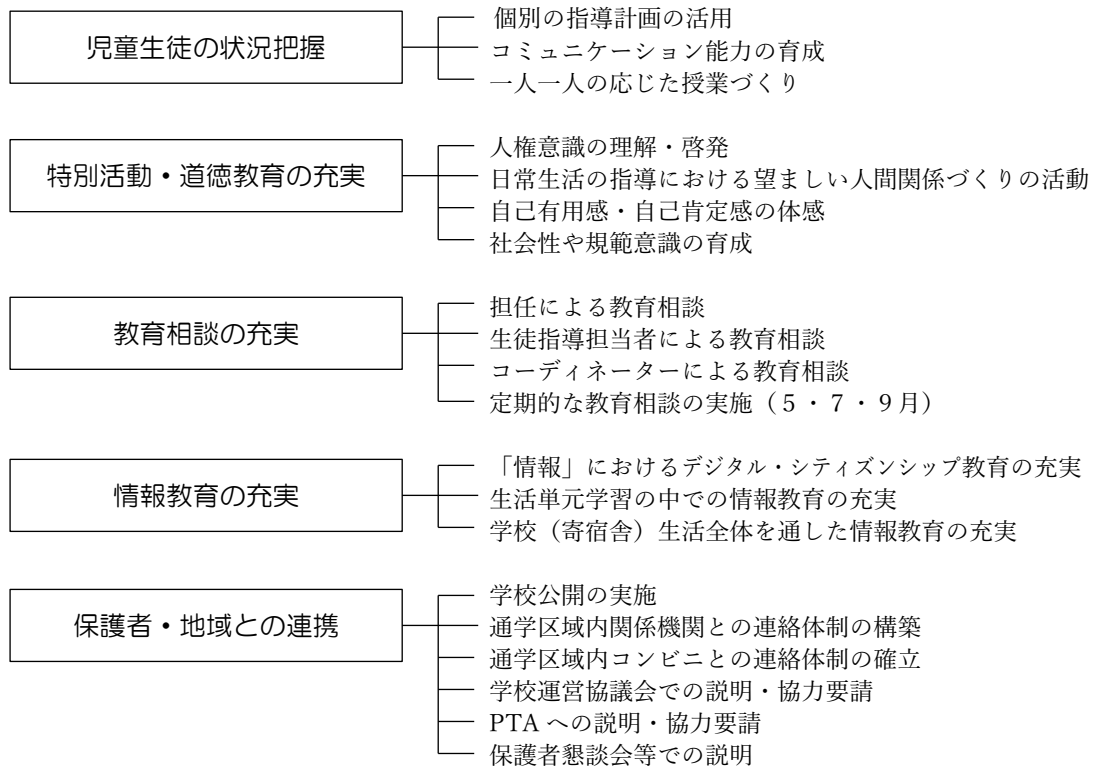
・協力要請

・報告
・指導・助言

・協力要請

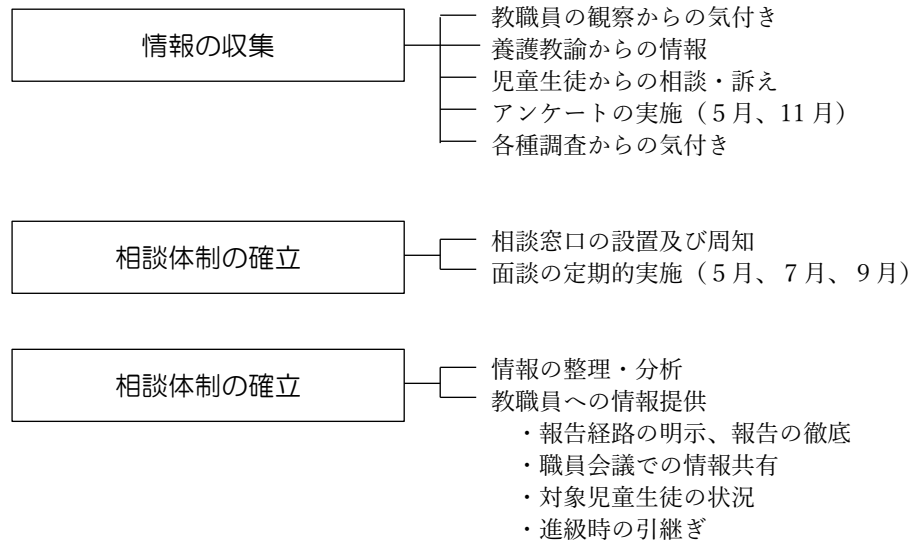
Ⅲ いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。
児童生徒に対しては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。



IV いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。児童生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。



V いじめへの対応

1 児童生徒への対応

(1) いじめられている児童生徒への対応

いじめられている児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアをする。
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係をつくる。

(2) いじめている児童生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられている児童生徒の苦痛に気付けるようにする。
- 今後の生き方を考えることができるようにする。

2 関係集団への対応

被害・加害児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- 自分の問題として捉えられるようにする。
- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

3 いじめの構造と動機

(1) いじめられている児童生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- じっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

(2) いじめている児童生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- 児童生徒や保護者の心情に配慮する。
- 行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。
- 保護者の協力が必要であることを伝える。
- 何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。

(3) 保護者同士が対立する場合等

必要に応じて、教職員が間に入って関係調整が必要な場合がある。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。
- 対応者を十分に検討して対応に当たる。
- 教育局や関係機関と連携し、解決を目指す。

4 関係期間との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をする ことが重要である。

(1) 教育局との連携

- 関係児童生徒への支援、指導、保護者への対応方法の助言
- 関係機関との調整

(2) 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害がある場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

(3) 福祉関係との連携

- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での児童生徒の生活・環境の状況把握

(4) 医療機関との連携

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療・指導・助言

5 ネットいじめの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報 を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- フィルタリング
- 保護者の見守り

イ 情報教育の充実

- 「総合的な学習における時間」による情報モラル教育の充実
- 「生活単元学習」における情報モラル教育の充実

ウ 教職員の研修

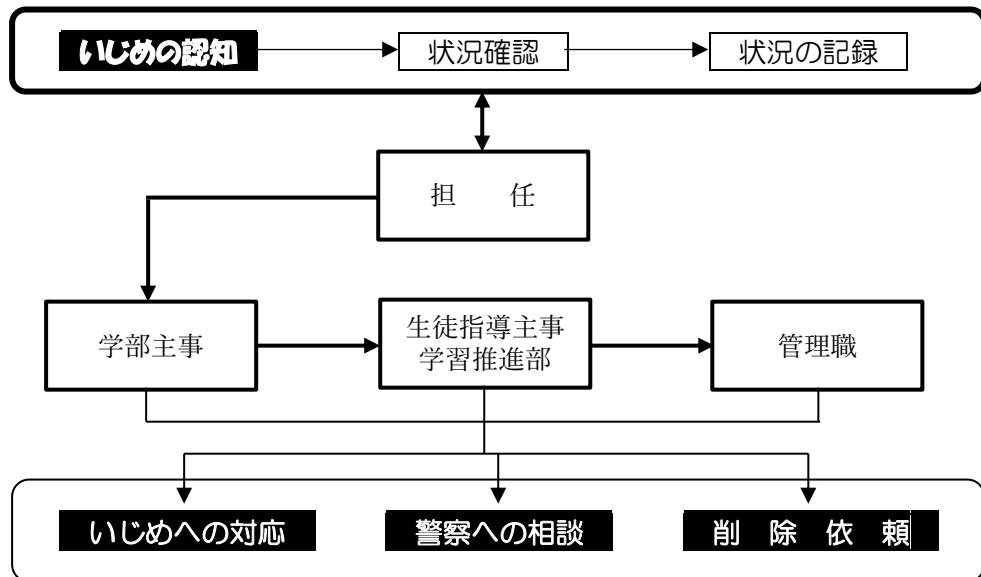
- ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- 保護者からの訴え
- 閲覧者からの情報
- ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処



VI 重大事態への対応

1 重大事態とは

(1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 高額の金品を奪い取られた場合

(2) 児童生徒が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 一定期間、連続した欠席がある場合

2 重大事態の際の報告、調査協力

学校が重大事態と判断した場合、石狩教育局及び本庁特別支援教育課に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。